

# 水道工事標準仕様書 令和4年11月30日改定の要旨

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
表紙・目次	表紙 目次 1 総則 2 材料		・各項目での項目名称に合わせ、目次の名称を更新 ・「3.1.8 土留工」の内容追加に伴うページ対応整理	1.1.1 現行)適用範囲 → 改定)適用 2.1.1 現行)材料の規格 → 改定)適用
1 総則	1.1.2 用語の定義	1-1~5	・番号の整理(実務要覧 土木工事共通仕様書を参照)	32 段階確認 → 50 に移動 50 工事数量総括表 → 12 に移動 ※上記に伴い、下記のとおり番号を更新 現行)12)指示 ~ 31)立会 →改定)13)指示 ~ 32)立会
	1.3.3 工事現場標識等	1-32~33	・建設業法の改正(令和元年6月12日公布)での条項へ更新	4 施工体系図 現行)建設業法第24条の7第4項 → 改定)建設業法第24条の8第4項
3 工事	3.1.8 土留工	3-4	・参照内容を明確化するため、「建込式」、「アルミ矢板」の内容を追加	現行の「1 一般施工」と「2 木矢板」の間に、 2 受注者は、建込式の～ を追加 ※ 実務要覧 共通仕様書 第10編 下水道編(10-1-3-7 管路土留工)の(木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留)の項を引用して記載
4 管布設工事	4.1.2 参考とすべき図書類	4-1	・図書類について、対応する日付に更新 ・語句を見直し	図書類の「日本タクトイル鉄管協会 各接合要領書」と「日本タクトイル鉄管協会 便覧」の改訂内容との整合
	4.1.13 石綿セメント管との接合	4-18	・対応する表番号への更新	・トルク表(表4-8)の対応を整合(本文中) 現行)表4-7 → 改定)表4-8 ・表4-8の罫線太さを修正
	4.1.23 空気弁設置工	4-23	・対応する項目番号への更新	現工)4.1.22 消火栓設置工 →改定)4.1.24 消火栓設置工

水道工事標準仕様書 令和4年11月30日改定の要旨

該当箇所(改定後)			要旨	主な改定・修正内容
大項目	中項目・小項目	ページ番号		
付録1 水道工事 施工管理基準	[3]品質管理基準 11 配水管材料(弁栓類)ノ規格値	付1-58	・語句を見直し	現行)「さいたま市水道局承認品」 →改定)「さいたま市水道局型資材」
	[3]品質管理基準 11 配水管材料(鑄鉄管)ノ摘要	付1-59	・承認品に関する文言削除	「・φ500mm(NS)以上はさいたま市水道局承認品」→削除 ※現在、NS管は呼び径500~1000までJWWA(JWWA G 113、114等)規格化されており、現況に合わせるため
	[3]品質管理基準 12 継手工ノ規格値	付1-60	・特殊押輪の締め付けトルクについて追記	「なお、特殊押輪(承認品)における押ボルトの締め付けトルクは、資材メーカーの規格による。」を追加
付録5 標準掘削 断面断面図・標準掘削幅、道路 復旧図及び土留 工標準図	[1]標準掘削断面図・標準掘削幅 【現行: 令和3年11月30日改定】	付5-1,3,6,7, 11,12	・令和4年度水道歩掛適用に伴う最小掘削幅の 更新(55cm→60cm)	令和4年度水道歩掛適用に伴う最小掘削幅の更新(55cm→60cm)
	[1]標準掘削断面図・標準掘削幅 ~[3]土留め工事標準図	付5-13~	・ページ番号のスライド	白紙ページ(現行: 付録5-13・14)の削除(ページ番号のスライド)
付録7 弁室及び 消火栓設置図	消火栓レジンブロック室図 ※築造注意点	付7-5	・「弁棒」の補足(4.1.24 消火栓設置工と整合) ・字体の修正	現行)1. 道路面(GL)より、キャップ又は~ →改定)1. 道路面(GL)より、弁棒キャップ又は~ ・字体修正(3. ~)

改 定（令和4年11月30日）

現 行

水 道 工 事 標 準 仕 様 書

水 道 工 事 標 準 仕 様 書

令和4年11月30日

令和4年 4月 1日

さいたま市水道局

さいたま市水道局

改 定（令和4年11月30日）

現 行

目 次

目 次

I 共通編

I 共通編

1 総則

1 総則

1.1 一般事項	1-1
1.1.1 適用	1-1
1.1.2 用語の定義	1-1
1.1.3 諸法令等の遵守	1-5
1.1.4 設計図書の照査等	1-8
1.1.5 施工計画書	1-9
1.1.6 工事等の着手	1-9
1.1.7 監督職員	1-9
1.1.8 官公庁等への手続等	1-10
1.1.9 書類の提出	1-11
1.1.10 特許権等	1-11
1.1.11 現場代理人等	1-12
1.1.12 使用人	1-12
1.1.13 工事の下請負	1-12
1.1.14 施工体制台帳	1-13
1.1.15 設計図書の変更	1-14
1.1.16 工期変更	1-14
1.1.17 工事の一時中止	1-15
1.1.18 不可抗力による損害	1-16
1.1.19 臨機の措置	1-16
1.1.20 監督職員による検査及び立会等	1-17
1.1.21 工事の検査	1-17
1.1.22 目的物の引渡し及び所有権の移転・部分使用	1-18
1.1.23 工事請負代金の請求	1-19
1.1.24 保険の付保及び事故の補償	1-19
1.1.25 コリンズ（CORINS）への登録	1-20
1.1.26 調査・試験に対する協力	1-20
1.1.27 工事関係者に対する措置請求	1-21
1.2 現場における注意事項（安全管理）	1-21
1.2.1 交通及び保安上の措置	1-22
1.2.2 工事中の安全確保	1-24

1.1 一般事項	1-1
1.1.1 適用範囲	1-1
1.1.2 用語の定義	1-1
1.1.3 諸法令等の遵守	1-5
1.1.4 設計図書の照査等	1-8
1.1.5 施工計画書	1-9
1.1.6 工事等の着手	1-9
1.1.7 監督職員	1-9
1.1.8 官公庁等への手続等	1-10
1.1.9 書類の提出	1-11
1.1.10 特許権等	1-11
1.1.11 現場代理人等	1-12
1.1.12 使用人	1-12
1.1.13 工事の下請負	1-12
1.1.14 施工体制台帳	1-13
1.1.15 設計図書の変更	1-14
1.1.16 工期変更	1-14
1.1.17 工事の一時中止	1-15
1.1.18 不可抗力による損害	1-16
1.1.19 臨機の措置	1-16
1.1.20 監督職員による検査及び立会等	1-17
1.1.21 工事の検査	1-17
1.1.22 目的物の引渡し及び所有権の移転・部分使用	1-18
1.1.23 工事請負代金の請求	1-19
1.1.24 保険の付保及び事故の補償	1-19
1.1.25 コリンズ（CORINS）への登録	1-20
1.1.26 調査・試験に対する協力	1-20
1.1.27 工事関係者に対する措置請求	1-21
1.2 現場における注意事項（安全管理）	1-21
1.2.1 交通及び保安上の措置	1-22
1.2.2 工事中の安全確保	1-24

改 定（令和4年11月30日）	現 行
1.6 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関連する事項 …… 1-40	1.6 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関連する事項 …… 1-40
1.6.1 一般事項 …… 1-40	1.6.1 一般事項 …… 1-40
1.6.2 提出書類 …… 1-40	1.6.2 提出書類 …… 1-40
1.7 石綿セメント管撤去作業 …… 1-40	1.7 石綿セメント管撤去作業 …… 1-40
1.7.1 一般事項 …… 1-41	1.7.1 一般事項 …… 1-41
1.7.2 事前協議 …… 1-41	1.7.2 事前協議 …… 1-41
1.7.3 撤去作業 …… 1-41	1.7.3 撤去作業 …… 1-41
1.7.4 運搬・処分 …… 1-42	1.7.4 運搬・処分 …… 1-42
1.8 公共基準点 …… 1-43	1.8 公共基準点 …… 1-43
1.8.1 一般事項 …… 1-43	1.8.1 一般事項 …… 1-43
1.8.2 近接施工する場合 …… 1-43	1.8.2 近接施工する場合 …… 1-43
1.8.3 一時撤去又は移転する場合 …… 1-44	1.8.3 一時撤去又は移転する場合 …… 1-44
1.8.4 測量業者の選定 …… 1-44	1.8.4 測量業者の選定 …… 1-44
1.9 工事監督のワンデーレスポンス …… 1-44	1.9 工事監督のワンデーレスポンス …… 1-44
1.9.1 目的 …… 1-44	1.9.1 目的 …… 1-44
1.9.2 対象工事 …… 1-44	1.9.2 対象工事 …… 1-44
1.9.3 実施方法 …… 1-44	1.9.3 実施方法 …… 1-44
1.9.4 実施における留意点 …… 1-45	1.9.4 実施における留意点 …… 1-45
1.10 公共下水道の一時利用 …… 1-45	1.10 公共下水道の一時利用 …… 1-45
1.10.1 一般事項 …… 1-45	1.10.1 一般事項 …… 1-45
1.10.2 利用開始の届出等 …… 1-45	1.10.2 利用開始の届出等 …… 1-45
2 材 料	2 材 料
2.1 材料一般 …… 2-1	2.1 材料一般 …… 2-1
2.1.1 適用 …… 2-1	2.1.1 材料の規格 …… 2-1
2.1.2 工事材料の品質 …… 2-1	2.1.2 工事材料の品質 …… 2-1
2.1.3 適用すべき諸基準 …… 2-2	2.1.3 適用すべき諸基準 …… 2-2
2.1.4 材料検査 …… 2-2	2.1.4 材料検査 …… 2-2
2.1.5 調合 …… 2-2	2.1.5 調合 …… 2-2
2.1.6 加工 …… 2-3	2.1.6 加工 …… 2-3
2.1.7 合格品の保管 …… 2-3	2.1.7 合格品の保管 …… 2-3
2.1.8 材料の搬入 …… 2-3	2.1.8 材料の搬入 …… 2-3
2.2 発生品 …… 2-3	2.2 発生品 …… 2-3

改 定（令和4年11月30日）	現 行
2.2.1 現場発生品 ..... 2-3	2.2.1 現場発生品 ..... 2-3
2.3 材料品目 ..... 2-3	2.3 材料品目 ..... 2-3
2.3.1 土砂 ..... 2-3	2.3.1 土砂 ..... 2-3
2.3.2 木材 ..... 2-4	2.3.2 木材 ..... 2-4
2.3.3 石材及び骨材 ..... 2-4	2.3.3 石材及び骨材 ..... 2-4
2.3.4 鉄及び鋼材 ..... 2-4	2.3.4 鉄及び鋼材 ..... 2-4
2.3.5 セメント及び混和材料 ..... 2-5	2.3.5 セメント及び混和材料 ..... 2-5
2.3.6 セメントコンクリート製品 ..... 2-6	2.3.6 セメントコンクリート製品 ..... 2-6
2.3.7 塗料 ..... 2-7	2.3.7 塗料 ..... 2-7
2.3.8 瀝青材料 ..... 2-7	2.3.8 瀝青材料 ..... 2-7
2.3.9 配水管布設工事用資材 ..... 2-7	2.3.9 配水管布設工事用資材 ..... 2-7
2.3.10 給水装置材料 ..... 2-7	2.3.10 給水装置材料 ..... 2-7
3 工 事	3 工 事
3.1 工事一般 ..... 3-1	3.1 工事一般 ..... 3-1
3.1.1 一般事項 ..... 3-1	3.1.1 一般事項 ..... 3-1
3.1.2 測量調査 ..... 3-1	3.1.2 測量調査 ..... 3-1
3.1.3 地質調査 ..... 3-1	3.1.3 地質調査 ..... 3-1
3.1.4 試掘調査 ..... 3-1	3.1.4 試掘調査 ..... 3-1
3.1.5 埋設物の防護 ..... 3-2	3.1.5 埋設物の防護 ..... 3-2
3.1.6 通路の確保 ..... 3-2	3.1.6 通路の確保 ..... 3-2
3.1.7 仮設工 ..... 3-2	3.1.7 仮設工 ..... 3-2
3.1.8 土留工 ..... 3-3	3.1.8 土留工 ..... 3-3
3.2 土工事 ..... 3-5	3.2 土工事 ..... 3-5
3.2.1 掘削工 ..... 3-5	3.2.1 掘削工 ..... 3-5
3.2.2 埋戻工及び盛土工 ..... 3-7	3.2.2 埋戻工及び盛土工 ..... 3-6
3.2.3 建設副産物処理 ..... 3-8	3.2.3 建設副産物処理 ..... 3-7
3.2.4 路盤工 ..... 3-8	3.2.4 路盤工 ..... 3-7
3.2.5 仮復旧工 ..... 3-8	3.2.5 仮復旧工 ..... 3-8
3.2.6 のり面仕上げ工 ..... 3-8	3.2.6 のり面仕上げ工 ..... 3-8
3.2.7 芝付工 ..... 3-8	3.2.7 芝付工 ..... 3-8
3.3 基礎工 ..... 3-9	3.3 基礎工 ..... 3-9
3.3.1 ぐり石基礎 ..... 3-10	3.3.1 ぐり石基礎 ..... 3-9
3.3.2 杭打ち ..... 3-10	3.3.2 杭打ち ..... 3-9



水道工事標準仕様書（表紙・目次） 新旧対照表

…改定箇所

改 定（令和4年11月30日）	現 行
3.3.3 木杭 …………… 3-10	3.3.3 木杭 …………… 3-10
3.3.4 鋼杭 …………… 3-11	3.3.4 鋼杭 …………… 3-10
3.3.5 遠心力鉄筋コンクリート杭及びPC杭 …………… 3-11	3.3.5 遠心力鉄筋コンクリート杭及びPC杭 …………… 3-11
3.3.6 場所打ち杭 …………… 3-12	3.3.6 場所打ち杭 …………… 3-11
3.3.7 地盤改良 …………… 3-13	3.3.7 地盤改良 …………… 3-12
3.4 無筋・鉄筋コンクリート工 …………… 3-13	3.4 無筋・鉄筋コンクリート工 …………… 3-13
3.4.1 一般事項 …………… 3-13	3.4.1 一般事項 …………… 3-13
3.4.2 適用すべき諸基準 …………… 3-13	3.4.2 適用すべき諸基準 …………… 3-13
3.4.3 レディーミクストコンクリート …………… 3-14	3.4.3 レディーミクストコンクリート …………… 3-14
3.4.4 現場練りコンクリート …………… 3-15	3.4.4 現場練りコンクリート …………… 3-14
3.4.5 運搬・打設 …………… 3-15	3.4.5 運搬・打設 …………… 3-15
3.4.6 寒中コンクリート …………… 3-16	3.4.6 寒中コンクリート …………… 3-15
3.4.7 暑中コンクリート …………… 3-16	3.4.7 暑中コンクリート …………… 3-16
3.5 型枠・支保 …………… 3-16	3.5 型枠・支保 …………… 3-16
3.5.1 一般事項 …………… 3-16	3.5.1 一般事項 …………… 3-16
3.5.2 構造 …………… 3-16	3.5.2 構造 …………… 3-16
3.5.3 組立て …………… 3-16	3.5.3 組立て …………… 3-16
3.5.4 取外し …………… 3-17	3.5.4 取外し …………… 3-16
3.6 鉄筋工 …………… 3-17	3.6 鉄筋工 …………… 3-16
3.6.1 一般事項 …………… 3-17	3.6.1 一般事項 …………… 3-16
3.6.2 貯蔵 …………… 3-17	3.6.2 貯蔵 …………… 3-16
3.6.3 加工 …………… 3-17	3.6.3 加工 …………… 3-17
3.6.4 組立て …………… 3-17	3.6.4 組立て …………… 3-17
3.6.5 継手 …………… 3-17	3.6.5 継手 …………… 3-17
3.6.6 ガス圧接 …………… 3-17	3.6.6 ガス圧接 …………… 3-17
3.7 石積工 …………… 3-17	3.7 石積工 …………… 3-17
3.7.1 一般事項 …………… 3-17	3.7.1 一般事項 …………… 3-17
3.8 植生工 …………… 3-17	3.8 植生工 …………… 3-17
3.8.1 一般事項 …………… 3-17	3.8.1 一般事項 …………… 3-17
II 管布設工事	II 管布設工事
4 管布設工事	4 管布設工事

改 定（令和4年11月30日）

現 行

（現行）50 工事数量総括表 を移動（50→12）

12 工事数量総括表  
工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

13 指示  
指示とは、契約図書のとらえに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

14 承諾  
承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

15 協議  
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

16 提出  
提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

17 提示  
提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

18 報告  
報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

19 通知  
通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

20 連絡  
連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

21 納品  
納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

22 電子納品  
電子納品とは、本市が定める要領等により作成された電子成果品を納品することをいう。

23 書面  
書面とは、手書き、印刷物等による工事記録等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。

12 指示  
指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

13 承諾  
承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。

14 協議  
協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

15 提出  
提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

16 提示  
提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

17 報告  
報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。

18 通知  
通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

19 連絡  
連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。  
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

20 納品  
納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

21 電子納品  
電子納品とは、本市が定める要領等により作成された電子成果品を納品することをいう。

22 書面  
書面とは、手書き、印刷物等による工事記録等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。

23 工事写真  
工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工



改 定（令和4年11月30日）	現 行
<p>24 工事写真 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>25 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事記録、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事記録等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>26 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p>27 契約関係書類 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</p> <p>28 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</p> <p>29 電子成果品 電子成果品とは、本市が定める要領等により電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p>30 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>31 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>32 立会 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>33 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約約款第32条、第38条及び第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>34 検査職員 検査職員とは、契約約款第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>35 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>24 工事帳票 工事帳票とは、施工計画書、工事記録、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事記録等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p>25 工事書類 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p>26 契約関係書類 契約関係書類とは、契約約款第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</p> <p>27 工事完成図書 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</p> <p>28 電子成果品 電子成果品とは、本市が定める要領等により電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p>29 工事関係書類 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>30 確認 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>31 立会 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>32 段階確認 段階確認とは、契約図書に示された段階または監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>33 工事検査 工事検査とは、検査職員が契約約款第32条、第38条及び第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>34 検査職員 検査職員とは、契約約款第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>35 同等以上の品質 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p>

「12 工事数量総括表」の移動(50→12)のため、以降「32 立会」まで連番をスライド(現行)「32 段階確認」を移動(32→50)

改 定（令和4年11月30日）	現 行
<p>36 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>37 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>38 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、実施設計（詳細設計）付工事における実施設計（詳細設計）または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>39 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>40 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>41 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。</p> <p>42 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>43 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>44 SI SI とは、国際単位系をいう。</p> <p>45 現場発成品 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>46 JIS JIS とは、日本産業規格をいう。</p> <p>47 JWVA JWVA とは、日本水道協会規格をいう。</p> <p>48 WSP WSP とは、日本水道鋼管協会規格をいう。</p> <p>49 JDPA JDPA とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。</p>	<p>する。</p> <p>36 工期 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>37 工事開始日 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p>38 工事着手 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、実施設計（詳細設計）付工事における実施設計（詳細設計）または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p> <p>39 工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p>40 本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>41 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。</p> <p>42 工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p>43 現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>44 SI SI とは、国際単位系をいう。</p> <p>45 現場発成品 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。</p> <p>46 JIS JIS とは、日本産業規格をいう。</p> <p>47 JWVA JWVA とは、日本水道協会規格をいう。</p> <p>48 WSP WSP とは、日本水道鋼管協会規格をいう。</p> <p>49 JDPA JDPA とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。</p>
<p>50 段階確認 段階確認とは、契約図書に示された段階または監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>	<p>50 工事数量総括表 工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p>

改 定（令和4年11月30日）	現 行
<p>請負者に周知するため現場事務所及び工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2章(3)ハ）</p> <p>3 労災保険関係成立票                      受注者は、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を労災保険関係成立票により常時事業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける等の方法によって労働者に周知しなければならない。（労働者災害補償保険法施行規則第49条、労働保険徴収法施行規則第74条）</p> <p>4 施工体系図                      受注者は、施工体系図を工事現場の関係者及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。（建設業法第24条の8第4項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第3項）</p> <p>5 作業主任者                      受注者は、作業主任者（石綿作業、有機溶剤作業、酸素欠乏危険作業等）を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所、または必要な箇所に掲示し労働者に周知しなければならない。（労働安全衛生規則第18条関係）</p> <p>6 工事標示板                      受注者は、工事現場の見やすい場所に、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（付録3参照）に基づき、工事標示板、その他所定の標識を設置しなければならない。</p> <p>7 工事のお知らせ看板                      受注者は、工事の内容を地元住民や通行者に周知し協力を求めるため、発注者の指示する「工事のお知らせ看板」（付録3参照）を設置しなければならない。</p> <p>8 本復旧・仮復旧箇所の路面標示                      受注者は、さいたま市内の国道・県道・市道等の掘削箇所の本復旧・仮復旧箇所については、「本復旧・仮復旧箇所の路面標示」（付録4参照）によりマーキングをしなければならない。</p> <p>1. 3. 4 工事中電力及び工事中水                      1 工事中電力及び工事中水の設備は、受注者の負担で関係法規に基づき施工しなければならない。</p> <p>1. 3. 5 支給材料及び貸与品                      1 一般事項                      受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 受払状況の記録</p>	<p>請負者に周知するため現場事務所及び工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2章(3)ハ）</p> <p>3 労災保険関係成立票                      受注者は、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を労災保険関係成立票により常時事業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける等の方法によって労働者に周知しなければならない。（労働者災害補償保険法施行規則第49条、労働保険徴収法施行規則第74条）</p> <p>4 施工体系図                      受注者は、施工体系図を工事現場の関係者及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。（建設業法第24条の7第4項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条第3項）</p> <p>5 作業主任者                      受注者は、作業主任者（石綿作業、有機溶剤作業、酸素欠乏危険作業等）を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所、または必要な箇所に掲示し労働者に周知しなければならない。（労働安全衛生規則第18条関係）</p> <p>6 工事標示板                      受注者は、工事現場の見やすい場所に、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（付録3参照）に基づき、工事標示板、その他所定の標識を設置しなければならない。</p> <p>7 工事のお知らせ看板                      受注者は、工事の内容を地元住民や通行者に周知し協力を求めるため、発注者の指示する「工事のお知らせ看板」（付録3参照）を設置しなければならない。</p> <p>8 本復旧・仮復旧箇所の路面標示                      受注者は、さいたま市内の国道・県道・市道等の掘削箇所の本復旧・仮復旧箇所については、「本復旧・仮復旧箇所の路面標示」（付録4参照）によりマーキングをしなければならない。</p> <p>1. 3. 4 工事中電力及び工事中水                      1 工事中電力及び工事中水の設備は、受注者の負担で関係法規に基づき施工しなければならない。</p> <p>1. 3. 5 支給材料及び貸与品                      1 一般事項                      受注者は、支給材料及び貸与品を契約約款第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2 受払状況の記録</p>



改 定（令和4年11月30日）	現 行
<p>(1) 受注者は、工事区域内においては、排水を完全に行なえるよう十分な水替え設備を設け、水を滞留させないように注意しなければならない。                      なお、排水は必要に応じ沈砂柵を設けて土砂を下水道等へ流さないようにすること。</p> <p>(2) 受注者は、水替えにあたっては、工事の進行に支障をきたさないよう、必要に応じて昼夜を通じ実施し、周辺状況を十分に把握しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、放流にあたっては、必要に応じて、関係管理者と協議しなければならない。特に下水道管に放流する場合には、所管の下水道管理課に申請が必要となり、下水道使用料が発生することとなる。                      なお、河川等に放流する場合は、放流地点が洗掘されないよう適切な処置を講じなければならない。</p> <p>3 締切工</p> <p>(1) 受注者は、締切及び仮排水路の位置・構造等は、あらかじめ関係管理者及び監督職員の承諾を得た後、舟の運行及び流水に支障なく、かつ降雨による増水等も考慮した上、堅固に築造し、予備資材を準備して万全を期さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仮締切が破損または流出した場合は、速やかに復旧しなければならない。</p> <p>4 仮囲い</p> <p>(1) 受注者は、工事使用区域は工事期間中指定された規格・寸法・彩色を有する仮囲いを設置し、周囲と区別しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仮囲いを設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、標識設備を設置するとともに、交通誘導警備員を配置し、誘導または見張りをさせなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仮囲いの撤去にあたっては、監督職員の承諾を得てから行わなければならない。</p> <p>5 覆工</p> <p>(1) 覆工施設に使用する材料は、作用する荷重に十分耐え得る材質・形状としなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、覆工表面の滑り止め、覆工の取付け等の構造については、監督職員と協議して施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、路面覆工にあたっては、原則として路面と同一の高さにしなければならない。やむを得ず段差が生じる場合は、アスファルト合材等で適切に擦りつけなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、覆工板については、ばたつきのないよう完全に取付けるとともに、常時点検して良好な状態を保つよう手入れをし、交通安全及び騒音・振動の発生防止に努めなければならない。</p> <p>3. 1. 8 土留工</p> <p>1 一般施工</p>	<p>(1) 受注者は、工事区域内においては、排水を完全に行なえるよう十分な水替え設備を設け、水を滞留させないように注意しなければならない。                      なお、排水は必要に応じ沈砂柵を設けて土砂を下水道等へ流さないようにすること。</p> <p>(2) 受注者は、水替えにあたっては、工事の進行に支障をきたさないよう、必要に応じて昼夜を通じ実施し、周辺状況を十分に把握しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、放流にあたっては、必要に応じて、関係管理者と協議しなければならない。特に下水道管に放流する場合には、所管の下水道管理課に申請が必要となり、下水道使用料が発生することとなる。                      なお、河川等に放流する場合は、放流地点が洗掘されないよう適切な処置を講じなければならない。</p> <p>3 締切工</p> <p>(1) 受注者は、締切及び仮排水路の位置・構造等は、あらかじめ関係管理者及び監督職員の承諾を得た後、舟の運行及び流水に支障なく、かつ降雨による増水等も考慮した上、堅固に築造し、予備資材を準備して万全を期さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仮締切が破損または流出した場合は、速やかに復旧しなければならない。</p> <p>4 仮囲い</p> <p>(1) 受注者は、工事使用区域は工事期間中指定された規格・寸法・彩色を有する仮囲いを設置し、周囲と区別しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仮囲いを設置した箇所に車両を出入りさせる場合は、標識設備を設置するとともに、交通誘導警備員を配置し、誘導または見張りをさせなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仮囲いの撤去にあたっては、監督職員の承諾を得てから行わなければならない。</p> <p>5 覆工</p> <p>(1) 覆工施設に使用する材料は、作用する荷重に十分耐え得る材質・形状としなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、覆工表面の滑り止め、覆工の取付け等の構造については、監督職員と協議して施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、路面覆工にあたっては、原則として路面と同一の高さにしなければならない。やむを得ず段差が生じる場合は、アスファルト合材等で適切に擦りつけなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、覆工板については、ばたつきのないよう完全に取付けるとともに、常時点検して良好な状態を保つよう手入れをし、交通安全及び騒音・振動の発生防止に努めなければならない。</p> <p>3. 1. 8 土留工</p> <p>1 一般施工</p>

改 定 (令和4年11月30日)	現 行
<p>(1) 受注者は、切取面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5 m を超える場合には、土留工を施すものとする。</p> <p>(2) 土留工は、これに作用する土圧及び施工期間中における降雨等による条件の悪化に耐え得る材料・構造としなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、土留めの位置及び構造は、あらかじめ十分検討のうえ、堅固に築造し、常時良好な状態を保つよう手入れをしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、土留めの構造及び施工方法の検討において必要がある時は、土質調査を行い、その資料としなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、矢板または杭の打込みに際して、図面及び必要に応じて試掘その他により埋設物の有無とその位置を確かめると同時に、地上施設物に対しても十分注意しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、打込みにあたっては、適切な深さまで素掘りした後、とおりよく建込み、鉛直に打込まなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、矢板または杭の引抜きにあたっては、地盤が十分締固まった後、監督職員の指示を受けて行い、矢板または杭の引抜き後の空隙には、直ちに砂または土砂等を充填しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、矢板の根入れ部より、湧水その他によって土砂の流入がある場合は、土のう等でその流出を防止しなければならない。</p> <div style="border: 2px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>2 受注者は、建込み式の木矢板土留、軽量鋼矢板土留、アルミ矢板土留の施工にあたり、以下の規定によらなければならない。</b></p> <p>(1) 矢板は、余掘りをしないように掘削の進行に合わせて垂直に建込むものとし、矢板先端を掘削底面下 20cm 程度貫入させなければならない。</p> <p>(2) バックホウの打撃による建込み作業は行ってはならない。</p> <p>(3) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行わなければならない。</p> <p>(4) 建込みの法線が不揃いとなった場合は、一旦引抜いて再度建込むものとする。</p> <p>(5) 矢板を引抜くときは、埋戻しが完了した高さだけ引抜くこと。</p> <p>(6) 矢板の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。</p> </div> <p><b>3 木矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、打込みにあたって、矢板の頭部は鉄線等で補強し、頭部の損傷を防止しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、打込み後、矢板の頭部は正しく水平に切り、また、面取り仕上げをしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、矢板は段階的に順次打込み、前後左右とも垂直になるようにし、傾斜させてはならない。</p> <p><b>4 鋼矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、打込み工法・使用機材については、打込み地点の土質条件等に応じたものを選ばなければならない。</p>	<p>(1) 受注者は、切取面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが 1.5 m を超える場合には、土留工を施すものとする。</p> <p>(2) 土留工は、これに作用する土圧及び施工期間中における降雨等による条件の悪化に耐え得る材料・構造としなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、土留めの位置及び構造は、あらかじめ十分検討のうえ、堅固に築造し、常時良好な状態を保つよう手入れをしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、土留めの構造及び施工方法の検討において必要がある時は、土質調査を行い、その資料としなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、矢板または杭の打込みに際して、図面及び必要に応じて試掘その他により埋設物の有無とその位置を確かめると同時に、地上施設物に対しても十分注意しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、打込みにあたっては、適切な深さまで素掘りした後、とおりよく建込み、鉛直に打込まなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、矢板または杭の引抜きにあたっては、地盤が十分締固まった後、監督職員の指示を受けて行い、矢板または杭の引抜き後の空隙には、直ちに砂または土砂等を充填しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、矢板の根入れ部より、湧水その他によって土砂の流入がある場合は、土のう等でその流出を防止しなければならない。</p> <p><b>2 木矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、打込みにあたって、矢板の頭部は鉄線等で補強し、頭部の損傷を防止しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、打込み後、矢板の頭部は正しく水平に切り、また、面取り仕上げをしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、矢板は段階的に順次打込み、前後左右とも垂直になるようにし、傾斜させてはならない。</p> <p><b>3 鋼矢板</b></p> <p>(1) 受注者は、打込み工法・使用機材については、打込み地点の土質条件等に応じたものを選ばなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、矢板の保管にあたっては、平坦な置場に枕木を敷き並べ、永久歪みが生じないように注意し、10 枚以上重ねて保管してはならない。</p> <p>(3) 受注者は、打込みに先立ち、矢板の表面はよく清掃し、かみ合せ部分にはグリスを塗布しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、導杭及び導材は入念に施工し、矢板打込み時の矢板のねじれや傾斜を極力防止しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、矢板の建込み順序・方法・矢板の施工法線については、監督職員の承諾と立会を受けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、矢板の打込みに際しては、キャップ及びクッションを使用しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">3-4</p> <p>「2 受注者は、建込み式の～」の追加のため、以降「3. 1. 8 土留工」の項目内の「5 コンクリート及びP.C矢板」まで連番をスライド</p>	<p style="text-align: center;">3-4</p>



改 定 (令和4年11月30日)	現 行
<p>(2) 受注者は、矢板の保管にあたっては、平坦な置場に枕木を敷き並べ、永久歪みが生じないように注意し、10枚以上重ねて保管してはならない。</p> <p>(3) 受注者は、打込みに先立ち、矢板の表面はよく清掃し、かみ合せ部分にはグリスを塗布しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、導杭及び導材は入念に施工し、矢板打込み時の矢板のねじれや傾斜を極力防止しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、矢板の建込み順序・方法・矢板の施工法線については、監督職員の承諾と立会を受けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、矢板の打込みに際しては、キャップ及びクッションを使用しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、矢板の打込み途中において傾斜が生じた場合は、これを是正する手段を講じなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、矢板の打込み途中または打込み終了後、継手部の損傷または離脱等の事故が生じたときは、直ちに監督職員に報告し、その指示に従って適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、矢板の根入れ不足、打止まりの悪い場合は、つれ込みまたは頭部の圧潰等の場合はつぎたし・切断・引抜き等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、矢板の打込みにやっところ及びウォータージェットを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(11) 受注者は、矢板を引抜く場合は、埋戻し完了後地盤の安定を待って行ない、引抜きの空隙は、砂または土砂等をもって十分に充填しなければならない。</p> <p>(12) 矢板の溶接は設計図書による。</p> <p>(13) 受注者は、異形矢板を製作する場合は、監督職員の承諾を得て、特に歪みのないよう十分注意しなければならない。</p> <p><b>5</b> コンクリート及びPC矢板</p> <p>(1) 受注者は、運搬及び保管にあたっては、たわみまたは亀裂を生じないように取扱わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、矢板の打込みに際しては、キャップ及びクッションを使用しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、打込み中に打損じた場合は、他の良品をもって打替え、また、打込みの傾斜が甚だしい場合は、修正または打替えしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、打込み中は、隣接矢板とのともずれを防止するように適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、打込みやぐらには明瞭な目盛板を取付け、モンケンの落下高、沈下量等が判別できるようにしなければならない。</p> <p><b>3. 2 土工事</b></p> <p><b>3. 2. 1 掘削工</b></p>	<p>(7) 受注者は、矢板の打込み途中において傾斜が生じた場合は、これを是正する手段を講じなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、矢板の打込み途中または打込み終了後、継手部の損傷または離脱等の事故が生じたときは、直ちに監督職員に報告し、その指示に従って適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、矢板の根入れ不足、打止まりの悪い場合は、つれ込みまたは頭部の圧潰等の場合はつぎたし・切断・引抜き等の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、矢板の打込みにやっところ及びウォータージェットを使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(11) 受注者は、矢板を引抜く場合は、埋戻し完了後地盤の安定を待って行ない、引抜きの空隙は、砂または土砂等をもって十分に充填しなければならない。</p> <p>(12) 矢板の溶接は設計図書による。</p> <p>(13) 受注者は、異形矢板を製作する場合は、監督職員の承諾を得て、特に歪みのないよう十分注意しなければならない。</p> <p><b>4</b> コンクリート及びPC矢板</p> <p>(1) 受注者は、運搬及び保管にあたっては、たわみまたは亀裂を生じないように取扱わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、矢板の打込みに際しては、キャップ及びクッションを使用しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、打込み中に打損じた場合は、他の良品をもって打替え、また、打込みの傾斜が甚だしい場合は、修正または打替えなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、打込み中は、隣接矢板とのともずれを防止するように適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、打込みやぐらには明瞭な目盛板を取付け、モンケンの落下高、沈下量等が判別できるようにしなければならない。</p> <p><b>3. 2 土工事</b></p> <p><b>3. 2. 1 掘削工</b></p> <p><b>1</b> 一般施工</p> <p>(1) 受注者は、施工に先立ち、施工区域全般にわたる既存の地上及び地下構造物を調査し、それらに損傷を与えないよう注意しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、掘削にあたっては、遣り方に従って、所定ののり勾配に仕上げなければならない。仕上り面に切株・転石等が露出して、取除くことが困難な場所及び取除くことが保守上不適当と思われる箇所は、監督職員の指示により処理しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、切り取り箇所の湧水またはのり面崩壊のおそれのある場合は、速やかに処置をしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、予期しない不良土・埋設物・沈埋木等がある場合は、監督職員の指示に</p>

改 定（令和4年11月30日）	現 行																																																												
<p style="text-align: center;"><b>Ⅱ 管 布 設 工 事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 管 布 設 工 事</b></p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4. 1. 1 一般事項</p> <p>1 受注者は、管布設の平面位置及び土被りについて、設計図により正確に決定し、必要に応じて地下埋設物その他の障害物を確認（試掘）し、監督職員と協議の上、布設位置を決定しなければならない。</p> <p>2 受注者は、路線中心測量で基準となるものは、引照点を設け、ベンチマークは移動・沈下のおそれのない箇所を選定し、木杭・コンクリート杭等を用いる場合は十分堅固に設けなければならない。</p> <p>3 受注者は、配水本管と配水支管との離隔距離（平行配管）または他埋設物との離隔距離（平行配管）については、施工性、維持管理等を考慮し、φ75mm～φ450mmは40cm以上、φ500mm以上は50cm以上を確保しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、30cm以上とすることができる。</p> <p>また、配管の交差部については、離隔30cm以上を確保しなければならない。</p> <p>なお、所定の間隔が保持できないときは、監督職員と協議し、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、管の接合箇所については、必要に応じ土留工・水替工等を完全に行い、接合技術者が安全に作業できるよう特に注意しなければならない。</p> <p>4. 1. 2 参考とすべき図書類</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の図書類を参考としなければならない。</p> <p>なお、次の図書類が改訂された場合は、それに従うこととする。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>K形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td>(令和元年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>UF・UF-D形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td>(令和 3年 2月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>S形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書 (1100-2600)</td> <td>(令和 3年 2月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>NS形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書 (75-450)</td> <td><b>(令和 4年11月)</b></td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>NS形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書 (500-1000)</td> <td><b>(令和 4年11月)</b></td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>GX形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td><b>(令和 4年11月)</b></td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>フランジ<sup>グ</sup>形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td>(平成26年 6月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>ク<sup>グ</sup>クたい管用ボ<sup>グ</sup>リフレッシュ<sup>グ</sup> 施工要領書</td> <td>(平成26年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>便覧</td> <td><b>(第13版)</b></td> </tr> <tr> <td>水道バルブ工業会</td> <td>水道用バルブ便覧</td> <td>(平成30年 4月)</td> </tr> </table>	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	K形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和元年10月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	UF・UF-D形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和 3年 2月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	S形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (1100-2600)	(令和 3年 2月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (75-450)	<b>(令和 4年11月)</b>	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (500-1000)	<b>(令和 4年11月)</b>	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	GX形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	<b>(令和 4年11月)</b>	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	フランジ <sup>グ</sup> 形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(平成26年 6月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	ク <sup>グ</sup> クたい管用ボ <sup>グ</sup> リフレッシュ <sup>グ</sup> 施工要領書	(平成26年11月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	便覧	<b>(第13版)</b>	水道バルブ工業会	水道用バルブ便覧	(平成30年 4月)	<p style="text-align: center;"><b>Ⅱ 管 布 設 工 事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>4 管 布 設 工 事</b></p> <p>4. 1 施工一般</p> <p>4. 1. 1 一般事項</p> <p>1 受注者は、管布設の平面位置及び土被りについて、設計図により正確に決定し、必要に応じて地下埋設物その他の障害物を確認（試掘）し、監督職員と協議の上、布設位置を決定しなければならない。</p> <p>2 受注者は、路線中心測量で基準となるものは、引照点を設け、ベンチマークは移動・沈下のおそれのない箇所を選定し、木杭・コンクリート杭等を用いる場合は十分堅固に設けなければならない。</p> <p>3 受注者は、配水本管と配水支管との離隔距離（平行配管）または他埋設物との離隔距離（平行配管）については、施工性、維持管理等を考慮し、φ75mm～φ450mmは40cm以上、φ500mm以上は50cm以上を確保しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、30cm以上とすることができる。</p> <p>また、配管の交差部については、離隔30cm以上を確保しなければならない。</p> <p>なお、所定の間隔が保持できないときは、監督職員と協議し、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、管の接合箇所については、必要に応じ土留工・水替工等を完全に行い、接合技術者が安全に作業できるよう特に注意しなければならない。</p> <p>4. 1. 2 参考とすべき図書類</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の図書類を参考としなければならない。</p> <p>なお、次の図書類が改訂された場合は、それに従うこととする。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>K形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td>(令和元年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>UF・UF-D形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td>(令和 3年 2月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>S形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書 (1100-2600)</td> <td>(令和 3年 2月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>NS形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書 (75-450)</td> <td>(令和 3年 2月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>NS形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書 (500-1000)</td> <td>(平成30年 5月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>GX形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td>(令和 2年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>フランジ<sup>グ</sup>形<sup>グ</sup>クたい鉄管 接合要領書</td> <td>(平成26年 6月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>ク<sup>グ</sup>クたい管用ボ<sup>グ</sup>リフレッシュ<sup>グ</sup> 施工要領書</td> <td>(平成26年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本<sup>グ</sup>クたい鉄管協会</td> <td>便覧</td> <td>(第13版 平成29年 3月)</td> </tr> <tr> <td>水道バルブ工業会</td> <td>水道用バルブ便覧</td> <td>(平成30年 4月)</td> </tr> </table>	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	K形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和元年10月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	UF・UF-D形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和 3年 2月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	S形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (1100-2600)	(令和 3年 2月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (75-450)	(令和 3年 2月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (500-1000)	(平成30年 5月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	GX形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和 2年12月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	フランジ <sup>グ</sup> 形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(平成26年 6月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	ク <sup>グ</sup> クたい管用ボ <sup>グ</sup> リフレッシュ <sup>グ</sup> 施工要領書	(平成26年11月)	日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	便覧	(第13版 平成29年 3月)	水道バルブ工業会	水道用バルブ便覧	(平成30年 4月)
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	K形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和元年10月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	UF・UF-D形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和 3年 2月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	S形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (1100-2600)	(令和 3年 2月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (75-450)	<b>(令和 4年11月)</b>																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (500-1000)	<b>(令和 4年11月)</b>																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	GX形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	<b>(令和 4年11月)</b>																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	フランジ <sup>グ</sup> 形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(平成26年 6月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	ク <sup>グ</sup> クたい管用ボ <sup>グ</sup> リフレッシュ <sup>グ</sup> 施工要領書	(平成26年11月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	便覧	<b>(第13版)</b>																																																											
水道バルブ工業会	水道用バルブ便覧	(平成30年 4月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	K形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和元年10月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	UF・UF-D形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和 3年 2月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	S形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (1100-2600)	(令和 3年 2月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (75-450)	(令和 3年 2月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	NS形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書 (500-1000)	(平成30年 5月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	GX形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(令和 2年12月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	フランジ <sup>グ</sup> 形 <sup>グ</sup> クたい鉄管 接合要領書	(平成26年 6月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	ク <sup>グ</sup> クたい管用ボ <sup>グ</sup> リフレッシュ <sup>グ</sup> 施工要領書	(平成26年11月)																																																											
日本 <sup>グ</sup> クたい鉄管協会	便覧	(第13版 平成29年 3月)																																																											
水道バルブ工業会	水道用バルブ便覧	(平成30年 4月)																																																											

改 定（令和4年11月30日）

現 行

前後に振り、継手が抜け出さないか確認しなければならない。  
 (7) 受注者は、T頭ボルト・ナットを受口フランジ及び押輪のボルト穴にセットしなければならない。この時T頭ボルト・ナットは押輪の穴数だけ使用しなければならない。  
 (8) 受注者は、受口と押輪の間隔が全周にわたって均一になるように注意しながら、ほぼ対称の位置にあるナットを少しずつ電動工具（インパクトレンチ）などで締付けなければならない。締付けは、押輪の施工管理用突部と受口端面が接触するまで締付け、隙間がないことを隙間ゲージ（厚さ0.5mm）で確認しなければならない。

前後に振り、継手が抜け出さないか確認しなければならない。  
 (7) 受注者は、T頭ボルト・ナットを受口フランジ及び押輪のボルト穴にセットしなければならない。この時T頭ボルト・ナットは押輪の穴数だけ使用しなければならない。  
 (8) 受注者は、受口と押輪の間隔が全周にわたって均一になるように注意しながら、ほぼ対称の位置にあるナットを少しずつ電動工具（インパクトレンチ）などで締付けなければならない。締付けは、押輪の施工管理用突部と受口端面が接触するまで締付け、隙間がないことを隙間ゲージ（厚さ0.5mm）で確認しなければならない。

4. 1. 12 フランジ継手の接合

- 1 受注者は、フランジ接合面については、錆・塗装・その他の異物をワイヤブラシ等でよく除去し、溝部をよく出しておかなければならない。
- 2 受注者は、ゴムパッキンについては、良質なものを使い、厚さは規格に適用したものを使用しなければならない。
- 3 受注者は、ゴムパッキンについては、移動が生じないように固定しながら両面を密着させ、ボルトを片締めにならないよう全周を通して均等に締付けなければならない。
- 4 受注者は、接合作業にあたっては、その都度必要事項をチェックシートに記入し、後日監督職員に提出しなければならない。

4. 1. 12 フランジ継手の接合

- 1 受注者は、フランジ接合面については、錆・塗装・その他の異物をワイヤブラシ等でよく除去し、溝部をよく出しておかなければならない。
- 2 受注者は、ゴムパッキンについては、良質なものを使い、厚さは規格に適用したものを使用しなければならない。
- 3 受注者は、ゴムパッキンについては、移動が生じないように固定しながら両面を密着させ、ボルトを片締めにならないよう全周を通して均等に締付けなければならない。
- 4 受注者は、接合作業にあたっては、その都度必要事項をチェックシートに記入し、後日監督職員に提出しなければならない。

4. 1. 13 石綿セメント管との接合

- 1 受注者は、管の接合に先立ち、管の外周及びゴムリングには滑剤を塗布し、所定の位置まで挿入し接合しなければならない。鋳鉄継手の場合は、ボルトを全周を通して均等に締付け、片締めにしてはならない。
- 2 鋳鉄継手のボルト締付けトルクは表4-8を標準とする。

4. 1. 13 石綿セメント管との接合

- 1 受注者は、管の接合に先立ち、管の外周及びゴムリングには滑剤を塗布し、所定の位置まで挿入し接合しなければならない。鋳鉄継手の場合は、ボルトを全周を通して均等に締付け、片締めにしてはならない。
- 2 鋳鉄継手のボルト締付けトルクは表4-7を標準とする。

表4-8 石綿セメント管用鋳鉄継手締付けトルク表

口 径	トルク (N・m)	ボルトの呼び径 (1m)
200 mm以下	90	M16
250 mm以上	110	M20
	150	M24

表4-8 石綿セメント管用鋳鉄継手締付けトルク表

口 径	トルク (N・m)	ボルトの呼び径 (1m)
200 mm以下	90	M16
250 mm以上	110	M20
	150	M24

4. 1. 14 伸縮継手

1 受注者は、伸縮継手の取付けにあたっては、継手を取付ける部分の管の両端に、規格で定められている遊び寸法に従って、ゴムリングの位置を表示しなければならない。次に、受注者は、管の両端にフランジとゴムリングをはめ込み、ゴムリングを表示された位置に置き、管の両端をスリーブに挿し込み、両フランジをボルトで均等に締付けなければならない。

4. 1. 14 伸縮継手

1 受注者は、伸縮継手の取付けにあたっては、継手を取付ける部分の管の両端に、規格で定められている遊び寸法に従って、ゴムリングの位置を表示しなければならない。次に、受注者は、管の両端にフランジとゴムリングをはめ込み、ゴムリングを表示された位置に置き、管の両端をスリーブに挿し込み、両フランジをボルトで均等に締付けなければならない。

4. 1. 15 弁室及び消火栓室築造工

1 受注者は、弁室及び消火栓室等の築造にあたっては、底板の下に砕石を敷き（付録

4. 1. 15 弁室及び消火栓室築造工

1 受注者は、弁室及び消火栓室等の築造にあたっては、底板の下に砕石を敷き（付録



改 定（令和4年11月30日）	現 行
<p>なお、設置する前に、吐き口場所及び排水路の下流状況等について調査するとともに、河川管理者等と事前協議し支障がないことを確認後、設置しなければならない。</p> <p>3 受注者は、放流水面が管底より高い場合は、排水T字管（泥吐き管）と吐き口との途中に必要な応じて排水柵を設けなければならない。</p> <p>なお、吐き口はHWL以上に設置し、河川水・汚水及びゴミ等が流入するような場所には設置してはならない。</p> <p>4 受注者は、吐き口付近の護岸は、放流水によって洗掘または破壊されないよう堅固に築造しなければならない。</p> <p><b>4. 1. 23 空気弁設置工</b></p> <p>1 空気弁の設置にあたっては、<b>4.1.24</b> 消火栓設置工 に準ずる。</p> <p>2 受注者は、空気弁の取付けにあたっては、消火栓と同様に地表面と空気弁天端との間隔を15～20 cm程度となるように、補修弁及びフランジ短管の寸法で調整しなければならない。</p> <p>3 受注者は、空気弁排気口より地下水位が高い場所には原則として、空気弁は設置してはならない。</p> <p>なお、やむを得ず設置しなければならない場合は、逆流防止対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、水管橋及び露出配管で設置する空気弁については、凍結破損防止機能付または凍結防止対策を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、設置完了時には、空気弁が開閉機能付きの場合は、補修弁は「開」とし、空気弁は「閉」としておかなければならない。</p> <p>また、空気弁が開閉機能がない場合は、補修弁を「閉」にしておかなければならない。</p> <p><b>4. 1. 24 消火栓設置工</b></p> <p>1 受注者は、フランジ付きT字管（渦巻き含む）の布設にあたっては、フランジ面が水平になるよう設置しなければならない。</p> <p>2 受注者は、消火栓及び補修弁の設置に先立ち、栓及び弁内部にゴミ・埃・異物が無いことを確認後、栓及び弁の開閉操作を行い、異状がないか点検しなければならない。</p> <p>3 受注者は、消火栓の取付けにあたっては、地表面と消火栓の弁棒キャップまたは口金の天端の最高部との間隔を15～20 cm程度となるように、補修弁及びフランジ短管の寸法で調整しなければならない。</p> <p>4 受注者は、消火栓の設置場所については、沈下傾斜等のないよう十分基礎を堅固にして置かなければならない。</p> <p>5 受注者は、設置完了時には、補修弁は「開」とし、消火栓を「閉」にしておかなければならない。</p>	<p>なお、設置する前に、吐き口場所及び排水路の下流状況等について調査するとともに、河川管理者等と事前協議し支障がないことを確認後、設置しなければならない。</p> <p>3 受注者は、放流水面が管底より高い場合は、排水T字管（泥吐き管）と吐き口との途中に必要な応じて排水柵を設けなければならない。</p> <p>なお、吐き口はHWL以上に設置し、河川水・汚水及びゴミ等が流入するような場所には設置してはならない。</p> <p>4 受注者は、吐き口付近の護岸は、放流水によって洗掘または破壊されないよう堅固に築造しなければならない。</p> <p><b>4. 1. 23 空気弁設置工</b></p> <p>1 空気弁の設置にあたっては、4.1.22 消火栓設置工 に準ずる。</p> <p>2 受注者は、空気弁の取付けにあたっては、消火栓と同様に地表面と空気弁天端との間隔を15～20 cm程度となるように、補修弁及びフランジ短管の寸法で調整しなければならない。</p> <p>3 受注者は、空気弁排気口より地下水位が高い場所には原則として、空気弁は設置してはならない。</p> <p>なお、やむを得ず設置しなければならない場合は、逆流防止対策を講じなければならない。</p> <p>4 受注者は、水管橋及び露出配管で設置する空気弁については、凍結破損防止機能付または凍結防止対策を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、設置完了時には、空気弁が開閉機能付きの場合は、補修弁は「開」とし、空気弁は「閉」としておかなければならない。</p> <p>また、空気弁が開閉機能がない場合は、補修弁を「閉」にしておかなければならない。</p> <p><b>4. 1. 24 消火栓設置工</b></p> <p>1 受注者は、フランジ付きT字管（渦巻き含む）の布設にあたっては、フランジ面が水平になるよう設置しなければならない。</p> <p>2 受注者は、消火栓及び補修弁の設置に先立ち、栓及び弁内部にゴミ・埃・異物が無いことを確認後、栓及び弁の開閉操作を行い、異状がないか点検しなければならない。</p> <p>3 受注者は、消火栓の取付けにあたっては、地表面と消火栓の弁棒キャップまたは口金の天端の最高部との間隔を15～20 cm程度となるように、補修弁及びフランジ短管の寸法で調整しなければならない。</p> <p>4 受注者は、消火栓の設置場所については、沈下傾斜等のないよう十分基礎を堅固にして置かなければならない。</p> <p>5 受注者は、設置完了時には、補修弁は「開」とし、消火栓を「閉」にしておかなければならない。</p>

改 定（令和4年11月30日）

現 行

[3] 品質管理基準

平成25年10月 1日 改定  
 平成28年 4月 1日 改定  
 平成30年 4月 1日 改定  
 平成31年 4月 1日 改定  
令和4年11月30日 改定

[3] 品質管理基準

平成25年10月 1日 改定  
 平成28年 4月 1日 改定  
 平成30年 4月 1日 改定  
 平成31年 4月 1日 改定



改 定（令和4年11月30日）

現 行

7. 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 1 配水管材料	材料（ 铸铁管・その他）	必須	ダクタイル铸铁管		日本ダクタイル鉄管協会の便覧による。
			ダクタイル铸铁管（異形管）		
			水道用ダクタイル铸铁管用接合部品		
			水道用ダクタイル铸铁管用特殊押輪		
			水道用ステンレス鋼管		JWWA G 115,116
	材料（ 弁栓類等）	必須	水道用ダクタイル铸铁仕切弁		水道バルブ工業会の便覧による。
			水道用ソフトシール仕切弁		
			水道用バタフライ弁		
			単口地下式消火栓		JWWA B 103
			水道用急速空気弁		JWWA B 137
			水道用補修弁		JWWA B 126
			不断水式割T字管		
			仕切弁蓋		さいたま市水道局型資材
			弁室ブロック		
			仕切弁鉄蓋		
			排水弁鉄蓋		
			排水栓鉄蓋		
			排水施設鉄蓋		
			空気弁鉄蓋		
			消火栓鉄蓋		

7. 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
1 1 配水管材料	材料（ 铸铁管・その他）	必須	ダクタイル铸铁管		日本ダクタイル鉄管協会の便覧による。
			ダクタイル铸铁管（異形管）		
			水道用ダクタイル铸铁管用接合部品		
			水道用ダクタイル铸铁管用特殊押輪		
			水道用ステンレス鋼管		JWWA G 115,116
	材料（ 弁栓類等）	必須	水道用ダクタイル铸铁仕切弁		水道バルブ工業会の便覧による。
			水道用ソフトシール仕切弁		
			水道用バタフライ弁		
			単口地下式消火栓		JWWA B 103
			水道用急速空気弁		JWWA B 137
			水道用補修弁		JWWA B 126
			不断水式割T字管		
			仕切弁蓋		さいたま市水道局承認品
			弁室ブロック		
			仕切弁鉄蓋		
			排水弁鉄蓋		
			排水栓鉄蓋		
			排水施設鉄蓋		
			空気弁鉄蓋		
			消火栓鉄蓋		



改定（令和4年11月30日）

現行

7. 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
12 継手工	施工	必須	ボルトの締め付けトルク		日本ダクタイル鉄管協会の接合要領書による。 なお、特殊押輪（さいたま市水道局承認品）における押ボルトの締め付けトルクは、資材メーカーの規格による。
			標準胴付間隔		
			許容曲げ角度		
			水圧試験	φ900mm以上：テストバンドによる試験 φ900mm未満：テストポンプによる試験	設計図書による。
			絶縁フランジ継手接合後の検査	WSP 050-95の5.5（ボルトの絶縁検査）による	個々の絶縁抵抗が10Ω以上
13 管溶接工	施工	必須	放射線透過試験（WPP-068-2004 ステンレスP49）	JIS Z 3104 JIS Z 3050 φ800mm以上：内部線源撮影法 φ800mm未満：二重壁片面撮影法	設計図書による。
			超音波探傷検査	JIS Z 3050 JIS Z 3060	設計図書による。

7. 品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値
12 継手工	施工	必須	ボルトの締め付けトルク		日本ダクタイル鉄管協会の接合要領書による。
			標準胴付間隔		
			許容曲げ角度		
			水圧試験	φ900mm以上：テストバンドによる試験 φ900mm未満：テストポンプによる試験	設計図書による。
			絶縁フランジ継手接合後の検査	WSP 050-95の5.5（ボルトの絶縁検査）による	個々の絶縁抵抗が10Ω以上
13 管溶接工	施工	必須	放射線透過試験（WPP-068-2004 ステンレスP49）	JIS Z 3104 JIS Z 3050 φ800mm以上：内部線源撮影法 φ800mm未満：二重壁片面撮影法	設計図書による。
			超音波探傷検査	JIS Z 3050 JIS Z 3060	設計図書による。

改 定（令和4年11月30日）

現 行

[ 1 ] 標準掘削断面図・標準掘削幅

平成28年 4月 1日 改定  
平成28年10月30日 改定  
令和3年11月30日 改定  
令和4年11月30日 改定

[ 1 ] 標準掘削断面図・標準掘削幅

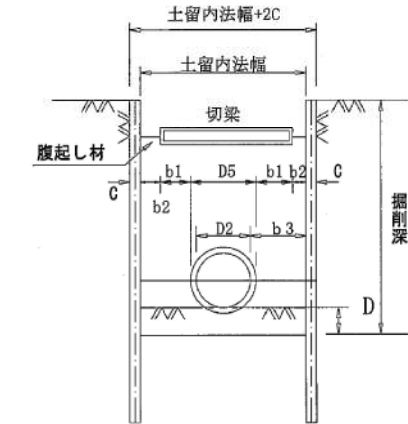
平成28年 4月 1日 改定  
平成28年10月30日 改定  
令和3年11月30日 改定

改定（令和4年11月30日）

現行

1 掘削幅の算出

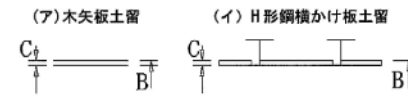
- ①掘削幅は、土留内法幅に両側の矢板厚を加算した幅であり、以下の（1）、（2）及び（3）より求めた値を比較して大きい方とする。
- ②掘削幅は、1cm未満を切り捨てし5cm単位に切り上げ丸め処理する。
- ③掘削内での管接合作業及び埋戻し作業を考慮し、最小掘削幅は60cmに土留加算幅（矢板厚+腹起し材幅）の2倍の値を加えて算出する。（土留めを行わない場合、矢板厚0cm、腹起し材幅0cmで最小掘削幅60cm）



D=会所掘の掘削深度  
 D2=管外径  
 D5=受口外径

B=掘削幅  
 $=\max(B1, B2)$   
 B1=吊込み掘削幅  
 $=D5+2\times(b1+b2+c)$   
 B2=接合掘削幅  
 $=D2+2\times(b3+c)$

b1=吊込み余裕幅  
 b2=腹起し材幅  
 b3=接合作業幅  
 c=矢板厚

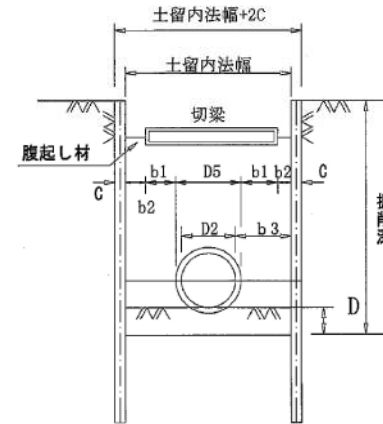


(ウ) アルミ矢板土留又は軽量鋼矢板土留 (エ) 鋼矢板土留



1 掘削幅の算出

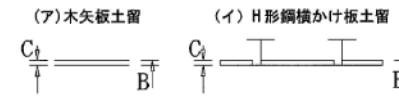
- ①掘削幅は、土留内法幅に両側の矢板厚を加算した幅であり、以下の（1）、（2）及び（3）より求めた値を比較して大きい方とする。
- ②掘削幅は、1cm未満を切り捨てし5cm単位に切り上げ丸め処理する。
- ③掘削内での管接合作業及び埋戻し作業を考慮し、最小掘削幅は55cmに土留加算幅（矢板厚+腹起し材幅）の2倍の値を加えて算出する。（土留めを行わない場合、矢板厚0cm、腹起し材幅0cmで最小掘削幅55cm）



D=会所掘の掘削深度  
 D2=管外径  
 D5=受口外径

B=掘削幅  
 $=\max(B1, B2)$   
 B1=吊込み掘削幅  
 $=D5+2\times(b1+b2+c)$   
 B2=接合掘削幅  
 $=D2+2\times(b3+c)$

b1=吊込み余裕幅  
 b2=腹起し材幅  
 b3=接合作業幅  
 c=矢板厚



(ウ) アルミ矢板土留又は軽量鋼矢板土留 (エ) 鋼矢板土留





改 定（令和4年11月30日）

現 行

NS 形接合時掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	管外径	接合作業幅	矢板厚
75	593.0	673.0	93.0	250	40
100	618.0	698.0	118.0	250	40
150	669.0	749.0	169.0	250	40
200	720.0	800.0	220.0	250	40
250	771.6	851.6	271.6	250	40
300	822.8	902.8	322.8	250	40
350	874.0	954.0	374.0	250	40
400	925.6	1005.6	425.6	250	40
450	976.8	1056.8	476.8	250	40
500	1028.0	1108.0	528.0	250	40
600	1130.8	1210.8	630.8	250	40
700	1433.0	1513.0	733.0	350	40
800	1536.0	1616.0	836.0	350	40
900	1839.0	1919.0	939.0	450	40
1000	1941.0	2021.0	1041.0	450	40

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

GX 形接合時掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	管外径	接合作業幅	矢板厚
75	443.0	523.0	93.0	175	40
100	468.0	548.0	118.0	175	40
150	519.0	599.0	169.0	175	40
200	570.0	650.0	220.0	175	40
250	621.6	701.6	271.6	175	40
300	672.8	752.8	322.8	175	40
350	874.0	954.0	374.0	250	40
400	925.6	1005.6	425.6	250	40

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

NS 形接合時掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	管外径	接合作業幅	矢板厚
75	593.0	673.0	93.0	250	40
100	618.0	698.0	118.0	250	40
150	669.0	749.0	169.0	250	40
200	720.0	800.0	220.0	250	40
250	771.6	851.6	271.6	250	40
300	822.8	902.8	322.8	250	40
350	874.0	954.0	374.0	250	40
400	925.6	1005.6	425.6	250	40
450	976.8	1056.8	476.8	250	40
500	1028.0	1108.0	528.0	250	40
600	1130.8	1210.8	630.8	250	40
700	1433.0	1513.0	733.0	350	40
800	1536.0	1616.0	836.0	350	40
900	1839.0	1919.0	939.0	450	40
1000	1941.0	2021.0	1041.0	450	40

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

GX 形接合時掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	管外径	接合作業幅	矢板厚
75	443.0	523.0	93.0	175	40
100	468.0	548.0	118.0	175	40
150	519.0	599.0	169.0	175	40
200	570.0	650.0	220.0	175	40
250	621.6	701.6	271.6	175	40
300	672.8	752.8	322.8	175	40
350	874.0	954.0	374.0	250	40
400	925.6	1005.6	425.6	250	40

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

改 定（令和4年11月30日）

現 行

(3) 最小掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による）

最小掘削幅=60(cm)+土留加算幅×2

土留加算幅=矢板厚(c)+腹起し材幅(b2)

(3) 最小掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による）

最小掘削幅=55(cm)+土留加算幅×2

土留加算幅=矢板厚(c)+腹起し材幅(b2)

NS形最小掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	所定の掘削幅	矢板厚	腹起し材幅
75	600	900	600	40	110
100	600	900	600	40	110
150	600	900	600	40	110
200	600	900	600	40	110
250	600	900	600	40	110
300	600	900	600	40	110
350	600	900	600	40	110
400	600	900	600	40	110
450	600	900	600	40	110
500	600	900	600	40	110
600	600	900	600	40	110
700	600	900	600	40	110
800	600	900	600	40	110
900	600	900	600	40	110
1000	600	900	600	40	110

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

NS形最小掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	所定の掘削幅	矢板厚	腹起し材幅
75	550	850	550	40	110
100	550	850	550	40	110
150	550	850	550	40	110
200	550	850	550	40	110
250	550	850	550	40	110
300	550	850	550	40	110
350	550	850	550	40	110
400	550	850	550	40	110
450	550	850	550	40	110
500	550	850	550	40	110
600	550	850	550	40	110
700	550	850	550	40	110
800	550	850	550	40	110
900	550	850	550	40	110
1000	550	850	550	40	110

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

GX形最小掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	所定の掘削幅	矢板厚	腹起し材幅
75	600	900	600	40	110
100	600	900	600	40	110
150	600	900	600	40	110
200	600	900	600	40	110
250	600	900	600	40	110
300	600	900	600	40	110
350	600	900	600	40	110
400	600	900	600	40	110

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

GX形最小掘削幅（単位：mm）   採用数値

呼び径	土留なし	土留あり	所定の掘削幅	矢板厚	腹起し材幅
75	550	850	110	40	550
100	550	850	110	40	550
150	550	850	110	40	550
200	550	850	110	40	550
250	550	850	110	40	550
300	550	850	110	40	550
350	550	850	110	40	550
400	550	850	110	40	550

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

**改 定（令和4年11月30日）**

**現 行**

3 標準掘削幅

(1) NS形口径別標準掘削幅（単位：mm）

呼び径	掘削幅		呼び径	掘削幅	
	土留なし	土留あり		土留なし	土留あり
75	600	900	450	1000	1050
100	650	900	500	1050	1100
150	700	900	600	1150	1250
200	750	900	700	1450	1550
250	800	900	800	1550	1650
300	850	900	900	1850	1950
350	900	950	1000	1950	2050
400	950	1000			

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

(2) GX形口径別標準掘削幅（単位：mm）

呼び径	掘削幅	
	土留なし	土留あり
75	600	900
100	600	900
150	600	900
200	600	900
250	650	900
300	700	900
350	900	950
400	950	1000

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

3 標準掘削幅

(1) NS形口径別標準掘削幅（単位：mm）

呼び径	掘削幅		呼び径	掘削幅	
	土留なし	土留あり		土留なし	土留あり
75	600	850	450	1000	1050
100	650	850	500	1050	1100
150	700	850	600	1150	1250
200	750	850	700	1450	1550
250	800	850	800	1550	1650
300	850	900	900	1850	1950
350	900	950	1000	1950	2050
400	950	1000			

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

(2) GX形口径別標準掘削幅（単位：mm）

呼び径	掘削幅	
	土留なし	土留あり
75	550	850
100	550	850
150	550	850
200	600	850
250	650	850
300	700	850
350	900	950
400	950	1000

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

改 定（令和4年11月30日）

現 行

(3) 撤去管標準掘削幅（単位：mm）

撤去管の呼び径	撤去管の掘削幅		備考
	土留なし	土留あり	
75未満	600	900	撤去管の呼び径75mmに適用する掘削幅による
75	600	900	
100	600	900	
150	600	900	GX形口径別標準掘削幅による
200	600	900	
250	650	900	
300	700	900	
350	—	950	
400	—	1000	NS形口径別標準掘削幅による
450	—	1050	
500	—	1100	
600	—	1250	
700	—	1550	
800	—	1650	
900	—	1950	
1000	—	2050	

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

(3) 撤去管標準掘削幅（単位：mm）

撤去管の呼び径	撤去管の掘削幅		備考
	土留なし	土留あり	
75未満	550	850	撤去管の呼び径75mmに適用する掘削幅による
75	550	850	
100	550	850	
150	550	850	GX形口径別標準掘削幅による
200	600	850	
250	650	850	
300	700	850	
350	—	950	
400	—	1000	NS形口径別標準掘削幅による
450	—	1050	
500	—	1100	
600	—	1250	
700	—	1550	
800	—	1650	
900	—	1950	
1000	—	2050	

※「土留あり」の掘削幅は、土留矢板としてアルミ矢板を使用した場合の数値である。

改 定（令和4年11月30日）

現 行

[2] 道路復旧図

平成29年 1月 1日 改定  
令和 4年 4月 1日 改定

[2] 道路復旧図

平成29年 1月 1日 改定  
令和 4年 4月 1日 改定

付5-13 ※現行の付5-13、14の空白ページ削除  
以降のページ番号をスライド

付5-15



改 定（令和4年11月30日）

現 行

弁室及び消火栓設置図

平成26年12月18日 改定  
平成31年 4月 1日 改定  
令和 2年 4月 1日 改定  
令和 4年11月30日 改定

弁室及び消火栓設置図

平成26年12月18日 改定  
平成31年 4月 1日 改定  
令和 2年 4月 1日 改定

改 定 (令和4年11月30日)

現 行

表示プレート記入例

完成日	令和〇年〇月〇日		
管種	DIP(GX-1E)	口径	〇〇〇
工事名	拡第〇〇〇〇号		
施工業者	〇〇〇〇株式会社		

※ 完成日には検査年月日を記入する。

弁室寸法

鉄棒鉄蓋 : H=100  
 上 部 : H=200  
 下 部 : H=200  
 底 版 : H=40

※築造注意点

1. 道路面（GL）より、**弁棒キャップ**又は口金の天端の最高部までの間隔が15cm～20cmになるように、補修弁及び短管の長さで調節する。
2. 底版の下に基礎（RC-40～0）を15cm 設ける。
3. **片フランジ曲管の下に基礎（RC-40～0）を設ける。** ← 字体の修正のみ
4. 無収縮モルタルを鉄棒の下に5cm 程度設ける。
5. 補修弁のハンドルは民地側とする。
6. 補修弁のハンドルは開にしておく。
7. 蝶番は車輛進行方向に向かって手前とする。

表示プレート記入例

完成日	令和〇年〇月〇日		
管種	DIP(GX-1E)	口径	〇〇〇
工事名	拡第〇〇〇〇号		
施工業者	〇〇〇〇株式会社		

※ 完成日には検査年月日を記入する。

弁室寸法

鉄棒鉄蓋 : H=100  
 上 部 : H=200  
 下 部 : H=200  
 底 版 : H=40

※築造注意点

1. 道路面（GL）より、キャップ又は口金の天端の最高部までの間隔が15cm～20cm になるように、補修弁及び短管の長さで調節する。
2. 底版の下に基礎（RC-40～0）を15cm 設ける。
3. 片フランジ曲管の下に基礎（RC-40～0）を設ける。
4. 無収縮モルタルを鉄棒の下に5cm 程度設ける。
5. 補修弁のハンドルは民地側とする。
6. 補修弁のハンドルは開にしておく。
7. 蝶番は車輛進行方向に向かって手前とする。